

# 法人の署名の考察

2011年9月26日

宮内宏法律事務所

弁護士 宮内 宏

# 法人登記に基づく電子認証制度

## ～法人の認証～

- 会社の届出印を使って公開鍵を申請
- 印鑑も、電子証明書も、代表者の名義で作られる

### 物理的印鑑の届出

#### 印鑑(改印)届書

|                                                                                   |                   |      |                |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------|----------------|--|
|  | 商号・名称             |      | ピーケーアイディ株式会社   |  |
|                                                                                   | 本店                |      | 東京都港区赤坂2011    |  |
|                                                                                   | 印鑑提出者             | 資格   | 代表取締役          |  |
|                                                                                   |                   | 氏名   | 松本泰            |  |
|                                                                                   |                   | 生年月日 | 2011年9月26日     |  |
|                                                                                   | 会社法人番号等           |      | 0100-03-123456 |  |
| 住所                                                                                | 東京都千代田区千代田1丁目1番1号 |      |                |  |
| 氏名                                                                                | 松本泰               |      |                |  |



代表者の  
実印

※ 届出印について印鑑カードの発行を受ける  
これにより、印鑑証明書の発行が可能

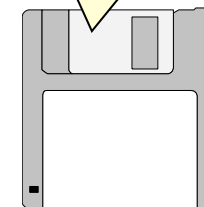
### 電子証明書発行申請

#### 電子証明書発行申請書

- ・ピーケーアイディ株式会社
- ・代表取締役
- ・松本泰
- ・会社法人等番号
- ・

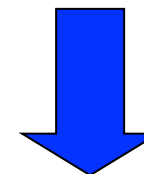


- ・公開鍵
- ・申請情報等



FD

印鑑カードの提示も必要



電子証明書発行

# 電子証明書の内容

■ 代表者個人に対する証明書が発行される。

→ 対応する秘密鍵の管理は、代表者個人によるものであり、署名を行う主体も、(会社の代表者たる)個人により行われる。

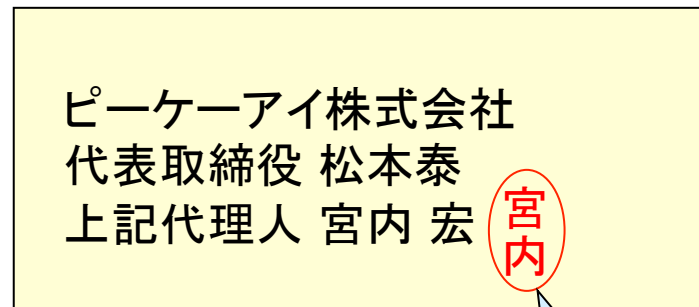
|            |                      |
|------------|----------------------|
| シリアル番号     | 20110926000000000001 |
| 有効期間開始日    | 2011年9月26日16時10分01秒  |
| 有効期間終了日    | 2013年9月26日23時59分59秒  |
| 電子認証登記官名   | 東京法務局登記官             |
| 商号又は名称     | ピーケーアイデイ株式会社         |
| 会社法人番号     | 0100-03-123456       |
| 本店又は主たる事務所 | 東京都港区赤坂2011          |
| 法人代表者の氏名   | 松本泰                  |

「法人番号」をここに  
記載するのが、素直  
な方法である

# 法人の意思表示

- 法人自体が意思表示することはできないので、法人の意思表示は代表者によって行われる(代表者には包括的な代理権が与えられている)
  - 「ピーケーアイ株式会社 代表取締役 松本泰 **印**」という形
- 法人の届出印を、担当の社員が押すケースが多い。(勝手に押すのではなく、機関決定がなされたときにだけ押印するルールになっている)
- 本人以外の押印について、手形について議論されてきた(手続きが厳格なので、些細なことでも問題になりうる)。

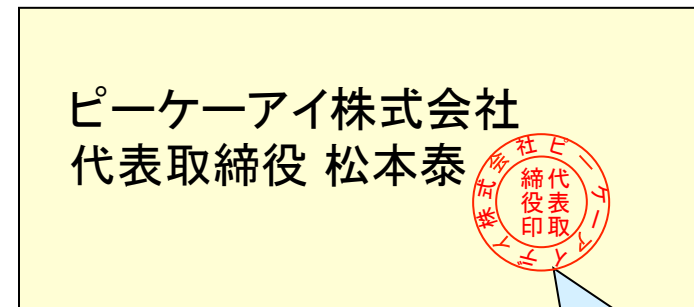
## 代理方式



※ 別途、松本代表取締役から代理人への、委任状が必要

代理人である宮内が、押印する

## 機関方式



担当者である宮内を押印するが、宮内の名前は表示しない

# 担当者が無断で押印した場合

- 内規等で、届出印の担当者の権限を制限しても、実際には、担当者が勝手に押印することはありえる。
- このような場合に、対外的な効力はどうなるか。

## 代理方式の場合

- ・これは、普通の代理なので、押印の問題ではない。
- ・表見代理の問題として扱われる(当該押印については代理権限がないのだが、第三者には、権限のある代理に見えるため、一定の要件のもとで、本人に責任を帰属させる。民法110条など)

## 機関方式の場合

- ・会社は、担当者の使用者として、損害賠償に関して、使用者責任を負う(民法715条)
- ・最判S43.12.24民集22-13-3382により、手形についても、表見法理が適用されることが示された。

→ 手続きが厳格な手形でも、受取人が善意無過失なら、会社に支払義務あり

# 電子署名の場合はどうか

## ■ 機関方式の押印に相当する運用が望ましい

- 大きな会社では、代表者が自ら署名することは、少ないものと思われる。
- 電子署名者への個別の委任状作成は現実的でない。

## ■ 機関方式を実施する方法は？



# 秘密鍵やPWを委ねてよいか

- 機関方式を実現するためには、秘密鍵やPWを担当者に渡すことになる
- 物理的な印鑑では、これに相当することが行われている。しかし、PKIとしてはどうだろうか。
- 本人以外の者に、カードがわたり、かつ、PWが知られたとすれば、証明書のリボケーション事由にあたるはず。

※ 実際に機関方式で使った場合、物理的な印鑑の場合と同様に扱われることも考えられる。しかし、そもそも、PKIにおける基本的なルールに反した利用法を多数の利用者が実行する、ということには抵抗を感じる。

→ PKIの専門家の意見を聞きたい。

# 認証用の証明書

- 「マイポータル」に対応する「法人ポータル」が作られるとすれば、これにアクセスする認証用の証明書が必要となる。
- アクセスを機関方式で行うのは違和感がある。代理人を選任する方法をメインとすべき。
- 代理については、代表者の押印または電子署名のある選任届けをポータルに提出すればよいと思われる。(例えば、選任届けに、証明書番号など、アクセスできるものを特定する情報を記載する)

